号外第一 一十一号

平成三十一年

金

次

目

### 教育委員会

○山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の 

○非常勤の教育職員の手当支給に関する規程の一部を改正する訓令………………六

○児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令……………六

○山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示……………………………七

教育委員会

# 山梨県教育委員会規則第一号

設置に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の

平成三十一年三月二十九日

山梨県教育委員会

育 長 市

満

職の設置に関する規則等の一部を改正する規則 山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の

設置に関する規則の一部改正) (山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員の職の

山梨県教育委員会事務局及び山梨県教育委員会の所管に属する教育機関の職員

ように改正する。 の職の設置に関する規則(昭和三十三年山梨県教育委員会規則第五号)の一部を次の

監」を加え、 別表第一県教育委員会事務局の項中「文化財指導監」の下に「、文化財企画調整 第二条第一項第三号中「文化財指導監」の下に「、文化財企画調整監」を加える。 同表県総合教育センターの項中「、副所長」を削る。

(山梨県総合教育センター管理規則の 一部改正)

第二条

山梨県総合教育センター管理規則

三月二十九日

る。

日

曜

号)の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「、副所長」を削り、

五項を第四項とする。 第七条(見出しを含む。)中「副所長」を「次長」に改め、同条に次の一項を加え

同条第三項を削り、第四項を第三項とし、

第

(昭和四十六年山梨県教育委員会規則第九

2 次長が複数の場合の専決は、あらかじめ所長の指定する次長が行う。

第八条第一項中「副所長」を「次長」に改め、同条第二項を削り、第三項を第二項

(山梨県教育庁組織規則の一部改正) とする。

第三条 のように改正する。 山梨県教育庁組織規則(昭和六十年山梨県教育委員会規則第七号)の一部を次

監」に改める。 第二十二条第二項中「又は文化財指導監」を「、文化財指導監又は文化財企画調整

(山梨県教育委員会事務決裁規則の一部改正)

第四条 の一部を次のように改正する。 山梨県教育委員会事務決裁規則(平成十三年山梨県教育委員会規則第二号)

じめ所長が指定する次長」に改める。 第二条第一項第六号中「次長等」を「次長」 に、 「副所長」を「次長のうちあらか

第八条中「次長等」を「次長」に改める。

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 山梨県教育委員会規則第二号

山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。 平成三十一年三月二十九日

山梨県教育委員会

市 Ш

満

の 一

教育長

山梨県教育職員免許に関する規則(昭和四十三年山梨県教育委員会規則第七号) 山梨県教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

第十三条第一項第一号から第五号までの表中

部を次のように改正する。

教科に関する科目 教職に関する科

外 第二十一号 平成三十一年三月二十九日

Ш

梨

県

公

報 号

Щ

梨県公報号

外

第二十一号

平成三十一年三月二十九日

を

7

2

及び方法

に改める。

5

1

関する 科目

関する科目

教育課程及び指導法に

| 生徒指導、教 育相談及び進

教職に関する科目

教科に

教職に関する科目

			_
5	5	7	科 関 事 専 関 教 目 す 項 門 す 科 る に 的 る に
1	1	2	目 関 す る み れ の
1	2	2	道徳、総合的 で生徒指導、 が生徒指導、 が生徒指導、
			理論 ( ) な ( )
			等に関する科目 カウ 進路指導及 の 及び方法 と知 を知 数育の理論
-			

に改める。

5	5	7	
1	1	2	各教科の指導法
1	2	2	する科目路指導等に関

第十八条第一項第三号の表中

兀

_	_												
か。)の理知識を含	一識						2			1	1	1	
び方法 ングに関す 教育の理論   の理論及 カウンセリ びキャリア	な基礎的な   なりの とり   とり   とり   とり   とり   とり   とり   とり	方 法 入 及	びの		<u></u> を	•	3			1	1	1	
生徒指導 教育相談 ( ) 進路指導及	教育相談(	生徒指導							語及でプ治				
る科目 る科目 る科目 る科目 る科目 の世間やの計画 対色が 設定する科目	る法道科及信	る法道科及信	71 =	目 に関する科		に改める。		及び方法	高をでする基礎的な 知識を含	方法	法		を
直転、公合内な学習の寺間等の旨事	直盖。	直盖。	<del>-</del>	子女斗り自首				教育の理論 びキャリア 選路指導及	カウンセリ カウンセリ	論 違 の 理 指	び指導及の	目 す る 科	
1							する科目		教育相談等に関する科目教育相談等に関する科目	導、教育!	生徒指導、	法の名	
2							2	)と目前たころが	全			t t	$\neg$
各教科の指導法	各教科の指導法					2	1	1	1				
、同号の表中 目 導等に関する科	同号の表中目		`	))」に改め、	<b>⟨</b> ∘	3	1	1	1				
導法に関する科 相談及び進路指教育課程及び指 生徒指導、教育							科目目	法道徳の指導	指導法の	をの表中	項第四号	第十八条第一項第四号の表中	第
教職に関する科目	教職に関する科目					する科目	等こ関するび進路指導		関する   本				
						教科又は	女 所 目 炎 衣 一 生 徒 指 導 、 一		教育課程及び指導法に				
」を「高等学校教諭一種免許状の場合(中学校教諭普通免許所持(二種免許状を除行八条第一項第五号中「高等学校教諭一種免許状の場合(中学校教諭普通免許所	校教諭一種免許状の場合(中学校教諭公第五号中「高等学校教諭一種免許状	校教諭一種免款第五号中「高	校 🕏	第十八条第一項									

事

校校校所般

学 学

満

事

所 般

図

書

館

Щ

梨

県総合教育センター

学

児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定

平成三十一年三月二十九日

山梨県教育委員会

教育長 満

長訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。 児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程(昭和四十六年山梨県教育委員会教育

児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規程の一部を改正する訓令

め所長が指定する次長」に改める。 第二条の表中「総合教育センター副所長」を「総合教育センター次長のうちあらかじ

### 附則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。

## 山梨県教育委員会告示第三号

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示を次のように定める。 平成三十一年三月二十九日

山梨県教育委員会

教育長 市 Ш

満

山梨県教育委員会公印規程の一部を改正する告示

のように改正する。 山梨県教育委員会公印規程(昭和三十一年山梨県教育委員会告示第七号)の一部を次

別表中県総合教育センター副所長印の項を削る。

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

発行者 山 梨 県	山梨県公報号外
甲府市丸の内一丁目六番一号	第二十一号
・ 印刷所 株サンニチ印刷	平成三十一年三月二十九日
1刷 甲府市北口二丁目六番	
	八